

平成 27 年度
鎌倉市人権施策推進状況報告

平成 29 年 2 月

鎌倉市経営企画部文化人権推進課

— 目 次 —

I はじめに	1
II 分野別施策推進の基本的方向と推進状況	
1 女性の人権	2
2 子どもの人権	3
3 高齢者の人権	5
4 障害者的人権	7
5 外国人の人権	8
6 災害発生時の人権	9
7 同和問題	10
8 さまざまな人権	10
III 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と推進状況	
1 人権教育・啓発・研修の推進	13
2 人権に関する相談・救済支援体制の整備	14
3 市民、地域の団体、事業者等との連携	15
4 人権尊重とプライバシー保護	15
IV 平成27年度人権施策に関する主な実施状況一覧	16

I はじめに

鎌倉市は、平成16年3月に、人権施策を進める上での基本理念、方向性などを示す基軸として「かまくら人権施策推進指針」を策定し、平成26年1月には、10年間の人権を取り巻く社会情勢の変化、とりわけ平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて、かまくら人権施策推進指針を改訂いたしました。

本書は、平成27年度中の人権施策の推進状況を報告するものです。

かまくら人権施策推進指針における基本理念

- 1 人権を尊重し、人の出会いを大切にするまちづくり
人の出会いを大切にし、一人ひとりの基本的人権が尊重され、誰もが人間として尊重されるまちづくりをめざします。
- 2 多様性と違いを認め合い、共に生き、支え合う社会づくり
一人ひとりが「共に生きる社会」の一員として、生存を全うする権利を持つとともに、他者の権利を尊重し、「多様性と違いを認め合い」、「共に生き、支え合う社会」をめざします。
- 3 平和を希求し、世界に開かれたまちづくり
人権の尊重は、平和が確立されてはじめて可能であるという認識を新たにして、平和を希求するとともに、人権問題に関しても世界に誇れる鎌倉をめざします

II 分野別施策推進の基本的方向と推進状況

1 女性の人権

【基本的方向】

女性の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、責任を担う真の男女共同参画社会の実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画

それぞれの審議会が目標値に近づくよう、改選時の委員構成に配慮することを求めましたが、平成28年4月1日現在、審議会等における女性委員の登用目標（男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないこと）を達成した審議会等の割合は27.9%でした。

■審議会等女性委員登用状況

目標：男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないこと

	26年4月1日現在	27年4月1日現在	28年4月1日現在
目標を達成した審議会等の割合	33.3%	28.6%	27.9%
女性委員の割合 (平均値)	26.8%	25.3%	26.8%

(注) 前年度に開催実績のない審議会を集計から除外

(2) ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の充実

シェルター等への一時避難が必要と思われるDV被害者に対し一時保護を行いました。県配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら、シェルター入所に同行するほか、退所後についての相談等にも対応しました。平成27年度の入所実績は3件です。

相談体制の充実

女性相談を平日に毎日開催し、475件の相談を受けました（電話及び面接の合計）。女性相談では、一時保護につながるような緊急性を要する相談から、身近な人間関係に至るまで多岐にわたる相談に対し、女性相談員が適切なアドバイスを提供しました。

■女性相談の件数

	25年度	26年度	27年度
面接相談	80件	60件	82件
電話相談	240件	329件	393件
合計	320件	389件	475件

(3) 固定的な男女役割分担意識の解消

男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル 21」との協働により、家族でスペースの普及に励んでいる経営者から男女の役割を固定化しないライフスタイルについて学ぶセミナーを実施したほか、市内の女性起業家に、女性が起業するにあたってのノウハウや苦労、業務拡大のコツなどを教えていただくセミナーを開催し、女性の社会進出について理解を深めました。

今後の課題

政策・方針決定の場への女性の参画については、登用目標に達している審議会等が少ない状況です。女性委員が少ない審議会等では、団体の代表を職で充てている傾向があります。団体の代表が男性の場合には、代表に限らず他の女性の役員の推薦を促すなど柔軟な対応を求める必要があります。

固定的な男女役割分担意識の解消を図るため、市では、情報紙の発行、セミナー開催等様々な啓発事業を実施していますが、今後、情報紙の配置先の拡大や関心の高いイベントの開催など工夫が必要です。

2 子どもの人権

【基本的方向】

次代を担う子どもたちの人権が守られ、鎌倉で健やかに生まれ育つ環境づくりと、子育て支援による活力ある地域社会の実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 児童虐待防止ネットワーク組織の充実

福祉・保健・医療・教育・警察など児童に関わる関係機関による要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもや家族への援助の方法や対策を協議、連携し、虐待相談ケースに対し、関係機関が情報を共有しながら問題解決への対応に努めました。

また、日本ではいま、子どもの6人に1人が貧困のもとで暮らしていると言われています。この「子どもの貧困」という新たな課題に対して、どのように向き合っていくべきか、専門家にお聞きする講演会を実施しました。

(2) こどもと家庭の相談室の充実

こどもと家庭の相談室では434件の相談に対応しました。また、誰でも気軽に相談できるように第1・3水曜日の20時までの夜間や、月に1回土曜日にも相談窓口を開設しました。

■こども相談の件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
こどもと家庭の相談室における相談件数	386件	380件	434件
虐待相談件数の内数(新規)	153件	164件	175件

(3) 子育て支援講座の実施

親の養育力を高め、子育てに対する不安感、負担感を軽減することを目的として子育て支援講座を開講し、児童虐待防止等に努めました。

(4) いじめや不登校対策の充実

市独自のスクールソーシャルワーカーの配置、教育支援教室「ひだまり」での支援や「心のふれあい相談員」により小学校での教育相談体制の充実を図りました。教育センター相談室への相談は延2,442件あり、一人ひとりの状態を把握して支援を行うほか、学校や関係機関との連携により相談事業の充実に努めました。

鎌倉市では、平成25年9月に施行された「いじめ対策推進法」に基づき、「鎌倉市いじめ防止基本方針」を策定し、鎌倉市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るものです。

今後の課題

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等への適切な支援を図るために、児童福祉法に基づき設置されています。関係機関内で資料や情報の提供及び必要な協力を求め、さらに関係機関の連携を強化することで、虐待の発生及び深刻化予防に向けた支援の充実が求められています。また、平成25年度に子どもの貧困対策推進法が施行されましたが、ひとり親家庭の半数以上が相対的貧困と言われる中、子育て支援や教育分野で、対策を視野に入れた施策の実施が求められています。

その他、いじめや不登校対策として、すでに、小学校に「心のふれあい相談員」や市独自のスクールソーシャルワーカーを配置し効果を上げていますが、今後、配置時間の増加について検討が必要です。また、平成26年4月に策定された「鎌倉市いじめ防止基本方針」に基づき、今後、いじめに対するさらに効果的な防止対策等を検討・実施していきます。

3 高齢者的人権

【基本的方向】

高齢者の虐待防止対策を推進するなど高齢者的人権と権利を擁護し、高齢者が健康と生きがいを持って、いつまでも住み慣れた地域や家庭で安心した生活を送れるまちの実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 高齢者虐待の未然防止策の推進

啓発活動を行うとともに、早期発見、早期対応に努めました。虐待の事例に対しては、地域包括支援センター、民生委員と連携し市のケースワーカー・保健師が訪問の上、解決に努めました。

(2) 成年後見人制度の利用促進

成年後見制度の利用促進及び周知・啓発を図ることを目的に開設した「鎌倉市成年後見センター」で、社会福祉士による随時相談及び弁護士による、より専門性の高い月一回の相談を行うとともに、市民向け講演会及び関係団体向け研修会を開催しました。

また、この制度相談を行っている市内7カ所の地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用促進に努めました。

手続きができる親族が不在の場合に、鎌倉市長が手続きを行い適切な制度利用を進めました（平成27年度市長申立2件）。また、成年後見制度利用手続きの中で発生する精神再鑑定費用の助成及び後見人等への報酬費用の助成を実施しました。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターは、高齢者によろず相談所として介護に関する初期相談や、日々の暮らしにおける悩み事などを受けるため、市からの委託により設置しています。地域づくり活動や、地域ケア会議を調整する役割として、介護保険法で定める3職種のほかに、専任の職員を配置しました。

今後の課題

鎌倉市では、2015（平成27）年に「鎌倉市高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）」を策定し、「住みなれたまちで元気に暮らし続けるために、ともに支え合う地域づくりを目指して」を基本目標とし、高齢者が生きがいを持ち社会参加する機会をつくり、健康づくりや介護予防を意識した生活しやすい環境を整え、いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりのための様々な取組を進めています。

しかし現実には、家庭における高齢者への暴力や介護の放棄などの虐待、福祉施設等での人権への配慮不足、高齢者の孤独死、悪質商法による被害など、高齢者の人権が侵害される事例が後を絶ちません。

また、高齢化に伴う認知症等により判断能力が不十分なため、日常生活に支障をきたす事例も顕著となっています。

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送れるようにするため地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、高齢者虐待防止法に則した虐待の早期発見や早期対応、介護従事者の人権意識の向上や、高齢者の権利擁護に向けた取組が必要となっています。

4 障害者の人権

【基本的方向】

障害者の人権と権利を擁護し、障害のある人もない人も社会の一員としてあらゆる行動に参加し、共に生き、支え合う社会の実現をめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

誰もが安心して地域で暮らせるることはとても重要です。バリアフリー化のための住宅設備の改造への補助金の交付や歩道の段差解消などを行いました（平成 27 年度助成件数：9 件）。

また、災害時において、在宅障害者を緊急受入れするための協定を市内 5 施設と締結しました。

障害者の雇用の場を確保するため、市として障害者を対象とした採用試験を行いました。より積極的に多様な障害者の雇用に努め、平成 27 年度は 2 名を採用しました（非常勤を含む）。

また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を雇用した事業者に奨励金を支給しました（平成 27 年度対象者 62 人）。

(2) ライフステージに応じた相談支援体制の推進

障害者の自己選択、自己決定を実現させるため、サービス基盤や相談支援体制の整備に努めました。

特別な支援を必要とする児童とその家族に対して、子どもの発達に対する相談・支援及び障害児放課後・余暇支援事業等を実施し、児童福祉法の一部改正に伴い児童発達支援センター「あおぞら園」で実施する「保育所等訪問支援」を平成 25 年度から本格実施しました。平成 27 年度の実利用人数は 5 人、延利用人数は 64 人でした。

(3) 障害者の虐待防止の推進

障害者虐待防止法による「障害者虐待防止センター」を設置し、精神保健福祉士を 1 人配置しました。児童等の虐待防止機関と連携し、障害者の権利擁護を図りました。（平成 27 年度相談・受付件数 12 件）

(4) 成年後見人制度による障害者の権利擁護の推進

「かまくら成年後見制度連絡会」を活用しつつ、成年後見制度の周知・啓発を行い、さまざまな相談や利用支援を図りました。かまくら成年後見制度連絡会は、平成 27 年度は 4 回開催しました。

(5) 障害者への理解の推進

市役所ロビーで福祉施設の手作り品やお菓子を販売するふれあいショップを定期的に開催するほか、障害者週間に合わせた作品展を行いました。

各小・中学校での共同及び交流学習として、総合的な学習の時間等による福祉学習、アイマスク体験学習や点字学習等を実施しました。

高次脳機能障害など、障害福祉制度で認定されていない障害のある人への支援として、成人中途言語障害者への支援や機能訓練教室を開催しました。

今後の課題

ノーマライゼーションの考え方に基づき、障害のある人もない人も、だれもが共に生き、支えあい、暮らせる社会、障害者がすべての人びとと同様の権利をもって生活ができる地域社会づくりがさらに求められています。

さらに、障害者雇用に対する事業主への奨励金支給や、市職員の受験資格拡大等を継続することで、障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進に力を入れていきます。

5 外国人の人権

【基本的方向】

外国人を含むすべての人々の人権が守られ、地域で共に安心して生活していくことができる世界に開かれたまちづくりをめざします。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 多言語による情報提供の推進

県作成の多言語対応医療マニュアルや配偶者暴力相談パンフレット、観光商工課作成の観光用の多言語パンフレットや市民課作成の生活行政情報を記載したパンフレットを窓口に置き、情報提供に努めました。また、日本語を十分に理解できない外国籍市民に対し、市民通訳ボランティアを3件派遣しました。

(2) 多文化共生社会の推進

日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対し、日本語指導等の支援することにより、学校生活への適応を図りました。

国際交流・協力団体と協働で「かまくら国際フェスティバル 2015」を開催し、団体の活動紹介及び国際理解の場を提供しました。また、国際交流・協力団体連絡会「情報かわら版」を年4回発行し、情報提供を行いました。

今後の課題

日本語支援が必要な児童生徒が増えてきています。言語によっては指導者を確保することが困難ですが、支援環境を充実させることが求められています。

また、日常生活や災害時向け情報の多言語化は、さらに対応言語を増やすなどの検討が必要です。

6 災害発生時の人権

【基本的方向】

大規模な災害の発生は人権侵害と切り離せない関係にあり、女性や子どもなど弱者に対する配慮が大変重要です。女性の視点での避難所の生活環境づくりなど大規模な災害に備えた男女共同参画の推進と災害時の要支援者に対する支援などの取り組みに努めます。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 防災に関する男女共同参画の推進

避難所における、男女双方の視点に配慮した良好な生活環境づくりについては、プライバシーや性差等への配慮が重要であることは認識されていますが、具体的な施策は行っておらず、これからは課題となっています。

また、防災会議への女性委員の登用は、困難な状況ですが、今後も女性委員の登用に努めていきます。

(2) 災害時要援護者に対する支援

災害時要援護者支援システムの運用を開始しました。避難行動要支援者対策検討会議を4回開催し、福祉部の各課と情報共有しました。

また、避難場所案内板、避難誘導路面シート等の整備については、引き続き、案内表示を多言語化するなど、多様な人にとって認識性が高く防災効果が期待できる標識等の整備を進めます。

今後の課題

災害時要援護者支援システムの運用にあたっては、福祉部各課で継続的に情報共有を図り、連携して取り組む必要があります。また、案内表示の多言語化については、外国籍の観光客が増えている状況等を鑑み、対応言語の拡充の検討が必要です。

7 同和問題

【基本的方向】

同和問題については、特別対策は終了し、一般対策で対応することになりましたが、この問題が完全に解決したわけではありません。今後、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念に則って、啓発活動等を推進していきます。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の推進

教職員・市職員・市民を対象とする人権啓発講座を開催し、人権尊重についての認識向上に努めました。また、小・中学校に人権教育担当者を置き、校内研修や各種研修会での情報提供、資料提供を行うとともに、学校の実態に応じた人権教育を推進しました。

(2) えせ同和行為の排除に向け、啓発等の取組の推進

えせ同和行為の排除に向けた対応を庁内ネットワークに掲示し、市職員への周知を図りました。

今後の課題

パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ・SNS 等による情報提供も進めていきます。

8 さまざまな人権

【基本的方向】

社会の状況が日々変わっていく中、さまざまな人権問題が起こっています。患者等の人権や性的少数者の人権、ハラスメントなどこれらの問題を正しく理解し、配慮していくことが重要です。

【主な重点施策の推進状況】

(1) 患者等の人権（感染症に対する正しい知識の普及と偏見・差別の解消）

HIV・エイズ等の研修会に参加し、積極的な情報収集に努めるとともに、感染症に対する正しい知識の周知と啓発を目指すリーフレットを配布し、周知を図りました。学校教育においては、保健体育、社会科、総合的な学習の時間、道徳などの学習において、感染症や人権についての学習を通して、偏見や差別をなくすよう人権感覚を身に付けさせています。

(2) 性的少数者の人権（相談業務や当事者理解のための啓発、偏見の解消）

性同一性障害者への配慮、意識啓発

人権啓発パンフレットを配布し、性同一性障害を含む性的少数者への配慮の必要性についての啓発に努めました。また平成27年度には、一般市民を対象に性的少数者をテーマとした人権啓発講演会を実施し、当事者の話を聞くことで、配慮の必要性についての啓発に努めました。

(3) 犯罪被害者的人権（犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み）

かながわ被害者支援サポートステーション等が発行するパンフレットを配布し、犯罪被害者等への配慮の必要性についての啓発に努めました。

(4) 拉致被害者的人権（拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発）

政府拉致問題対策本部作成の各種ポスターを掲出し、拉致被害者への理解を深めるよう啓発に努めました。また鎌倉駅地下道ギャラリー50や市役所ロビーに神奈川県の特定失踪者パネルを展示したほか、市役所ロビー等に設置してあるモニター広告も活用して啓発しました。

(5) インターネット等による人権侵害（インターネット、ソーシャルネットワークサービス等ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発）

学校への情報提供や教員への研修等を行うとともに、情報に関する授業の折に、その使い方やマナー、ルールなど情報モラルについての教育を進めました。

また、PTA主催の研修会などや学校だより等で情報モラルについての啓発に努めました。

(6) ホームレス問題（偏見や差別の解消に向けた継続した教育や啓発）

人権啓発パンフレットを配布し、ホームレスの問題を人権の問題として啓発や教育を行いました。

県と合同でホームレスの巡回相談を実施するとともに、生活保護の制度を利用し生活の立て直しを図るなど自立に向けた支援を行いました。

(7) 個人情報の保護

個人情報の漏えいを防ぐため、平成26年4月から本人通知制度を実施し、住民票の写し等の不正取得による市民に対する人権侵害の防止を図りました。

(8) さまざまなハラスメント

セクシャル・ハラスメントに限らず、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメントなど、ハラスメントの概念は拡大しており、適切な対応が求められています。パワハラ・セクハラ研修などを実施し、職員の理解を深めました。

今後の課題

性的少数者の人権や犯罪被害者の人権など、さまざまな人権問題が新たに発生してきました。これらの問題を正しく理解し、配慮を求めていくことが大切です。パンフレット等の配布など、これまでの啓発方法に加えて、講演会による啓発や、ホームページ・SNS 等を活用した情報提供を進めていきます。また、ハラスメントの概念が拡大しているため、より相談しやすい体制づくりの検討を進める必要があります。

III 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と推進状況

1 人権教育・啓発・研修の推進

【基本的方向】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）」に基づき、「人権を尊重し、人との出会いを大切にするまちづくり」をめざして、人権教育・啓発・研修を推進します。

(1) 人権教育の推進

● 基本的方向

学校教育・社会教育の活動全体を通じて、人権尊重の精神を基盤として、差別をなくす人権教育を推進するとともに、自分が大切にされていると感じができる教育環境づくりに努めます。

○ 主な重点施策の推進状況

人権擁護委員が保育園において、紙芝居を活用した人権教育を 12 回実施しました。また、小・中学校において、男女平等教育や・道徳教育や社会科などにおける人権教育に取り組みました。また、PTA 役員を対象とした人権講演会を実施し、子どもの人権問題について理解を深めました。

(2) 人権啓発の推進

● 基本的方向

市民がさまざまな人権課題に対して正しい理解を深めるとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、幅広い情報提供・広報活動を推進します。また、日時や場所の設定も考慮し、市民が参加しやすい啓発活動を行います。

○ 主な重点施策の推進状況

市民を対象とする講座については、土・日・祝日に開催するなど、より多くの方に参加しやすい日時・時間帯で設定しました。

いじめ問題の支援をしている方による講座を開催し、当事者の気持ちや取組みを学ぶ機会を提供しました。年 2 回の人権メッセージパネル展及び人権擁護委員とともに街頭啓発活動を行いました。また、市のホームページで人権啓発に関する情報を提供しました。

(3) 人権研修の推進

● 基本的方向

すべての市職員や教職員が人権課題を正しく理解し、豊かな人権感覚を持って、それぞれの職務にあたるよう、人権研修を進めます。

○ 主な重点施策の推進状況

横浜国際人権センター、神奈川人権センターが主催する講演会、講座に参加するとともに、神奈川人権センターが主催する人権学校では、福祉部門で相談業務を担当する職員が参加しました。

また、市職員と教職員を対象とした研修会を実施しました。

今後の課題

人権啓発を効果的に行うには、まず多くの人に参加していただくことが重要です。市民が関心を持つテーマや講師選定を工夫するほか、他課や県等との連携、団体や企業の協力等により、集客や費用負担を検討することも必要です。

また、ホームページに加え、ツイッター・フェイスブック等の新たな媒体を加えることにより閲覧機会を増やし、啓発活動を進める必要があります。

2 人権に関する相談・救済支援体制の整備

【基本的方向】

相談者への迅速かつ適切な対応を行うため、相談内容を幅広く受け止めるとともに、関連機関と連携した相談体制をさらに整備していきます。

【主な重点施策の推進状況】

相談業務については、市民のさまざまな相談需要に対応するため、「人権相談」、「女性相談」、「こどもと家庭の相談室」、「ひとり親家庭の相談」、「教育相談」、「高齢者相談」、「法律相談」、「労働相談」などの相談窓口を設置し、広報かまくらで周知しているところです。人権窓口への相談は、女性に対する暴力、子どもなどへの虐待、いじめ等人権侵害、日常生活の近隣トラブルから生じる問題など、複雑・多様化していますが、とりわけ、女性に対する暴力、子どもなどへの虐待については迅速な対応が求められており、関係機関との連携を密にし、適切な対応に努めました。

今後の課題

相談内容が複数の窓口に関連すると思われる場合、相談者に適切な窓口を紹介する必要があります。職員は、相談の主旨を理解したうえで、つないでいくことが求められます。制度設計をしっかりと作り、さらに促進させていく必要があります。

3. 市民、地域の団体、事業者等との連携

【基本的方向】

鎌倉市は、市民の自発的な意思に基づく市民活動が盛んです。NPOセンターには多くの団体が登録され（2016年3月現在約400）、さまざまな活動を展開しています。人権施策の推進にあたっては、人権研修の周知を依頼するなど、市民、地域の団体、事業者等とそれぞれの特性に合わせた連携を図ります。

【主な重点施策の推進状況】

市民、地域の団体、事業者等との連携の推進ために、「大船地域づくり会議」に鎌倉市が一団体として参加しました。

また、市民に対する啓発機会や情報提供の充実として、PTAや民生委員、人権擁護委員に参加を呼びかけ、人権啓発講演会に参加してもらいました。

4 人権尊重とプライバシーの保護

【基本的方向】

情報化社会である現代において、個人情報の流出などのプライバシー侵害が発生し、犯罪につながる事例がふえています。インターネットの利用などの際は、お互いの人権を尊重した行動をとることが必要です。また、行政機関が保有する個人情報の適正管理と職員の研修に取り組みます。

【主な重点施策の推進状況】

市民に対して、個人情報の適切な取扱いについて情報提供に努め、職員に対しては、個人情報保護ハンドブックの基準に則った運用を求めました。

今後の課題

社会的に孤立した高齢者や障害者の救済や児童虐待への対応にあたっては、個人情報の取扱いについて適切な運用が求められることもあり、今後検討を進めていく必要があります。

IV 平成27年度人権施策に関する主な実施状況一覧

かまくら人権施策推進指針改訂版第4章「分野別施策推進の基本的方向」における8分野の基本的方向ごとに示した重点施策、及び第5章「人権施策推進に向けて」に示した5項目の取組の重点施策のそれぞれの事業について、原課が評価しました。

事業評価

A：十分達成した

B：おおむね達成した

C：まだ努力を要する

D：取り組めていない

「第4章・分野別施策推進の基本的方向」に関する主な実施状況

1 女性 重点施策 ①政策・方針決定の場への女性の参画

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
審議会等における女性委員登用の促進	文化人権推進課	平成28年4月1日現在、目標（男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満となること）を達成する審議会等の割合は27.9%であった。担当課を通じ、女性委員が少ない審議会等への登用促進に努めた。（26年度は28.6%）	女性委員がいない審議会もあるため、担当課に直接聞き取るなどして、早急な対応を求めていく。	C	C
女性人材登録リスト作成	文化人権推進課	女性人材リストを庁内ネットワーク上に登録し閲覧を可能にしている。	リストの活用について継続的に庁内へ周知をしていくとともに、各課が把握する人材情報を収集していく必要がある。	C	C
かまくら男女共同参画市民ネットワークアンサンブル21の活動の充実	文化人権推進課	事業の企画運営を市とアンサンブル21とで協働で行った。フォーラム1回・セミナー2回実施。情報紙2回発行。	運営委員が減少している。若い人を中心に新たな人材確保が必要。	B	B
女性管理職の登用促進	職員課	女性の職域の拡大、適材適所の人事配置に努めた。（次長3名、課長5名（昇任2名））（26年度は、部長1名（昇任1名）、次長3名、課長3名（昇任1名）、課長補佐18名（昇任7名）、係長65名（昇任18名））	今後も更なる女性の職域の拡大、適材適所の人事配置に努めていく。	B	B

1 女性 重点施策 ②ドメスティック・バイオレンス対策の充実

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
DV及びデータDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援	文化人権推進課	警察からの連絡や相談事業を行っている方の中から、シェルター等への一時避難が必要と思われるDV被害者に対し、県配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら一時保護を行った。（平成27年度は3件）保護者の自立については、本人の意向を踏まえつつ、保護施設や関係機関との連携を図りながら、支援を図っている。	対象となる事案が発生した場合は、関係機関と連携をとり、迅速に対応できるよう常に体制を整えていく。	B	B
暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発	文化人権推進課	情報提供として市が実施する女性相談の窓口案内カードを作成し、配布した。また、県が作成しているDV相談窓口案内カードを公共施設に配布した。 配偶者等への暴力に対する理解を深めるための講座等の開催や学習機会の充実を図っており、平成27年度は神奈川県立男女共同参画センターとの共催により、DV気付き講座を実施した。	引き続き情報提供及び啓発のための講座の実施に努めたい。	B	B

1 女性 重点施策 ③固定的な男女役割分業意識の解消

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
男女共同参画に関する情報紙・啓発冊子を発行し講座等を開催します	文化人権推進課	男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル21」との協働により、女性の起業についてのセミナーを実施するなどイベント等を実施した。 フォーラム1回、セミナー2回、情報紙発行2回。	集客できるテーマ設定が課題。 また、情報紙を、より多くの市民に手に取ってもらえるよう、配布先を拡大していく必要がある。	B	B

2 子ども 重点施策 ①児童虐待防止ネットワーク組織の充実

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
「鎌倉市要保護児童対策地域協議会」における、児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進	こども相談課	要対協実務者会議、代表者会議を年2回ずつ開催し、関係機関の連携に努めた。 相談件数434件うち虐待相談175件対応。 (26年度は相談件数380件うち虐待相談164件対応)	通告件数の増加や支援困難事例が発生しており、児童相談所等の専門的支援が必要となっている。	B	B

2 子ども 重点施策 ②こどもと家庭の相談室の充実

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
「こどもと家庭の相談室」における、児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進	こども相談課	専任の相談員が、電話及び面接による相談を実施。〈夜間相談・土曜日相談〉 第1、3水曜日は20時まで。 月1回の土曜日相談。	通告件数の増加や支援困難事例が発生しており、児童相談所等の専門的支援が必要となっている。	B	B

2 子ども 重点施策 ③子育て支援講座の実施

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
虐待防止意識の啓発	こども相談課	相談室リーフレットを市内小、中学校、保育園、幼稚園に配布。 広報かまくら、市HPを活用し相談窓口の周知に努めた。また、こどもと家庭の相談室では、夜間・休日相談を実施し、相談の機会の拡充を図った。子育て講座DKT、NP、BPを実施。児童虐待の未然防止に努めた。	継続的・計画的な実施が課題となっている。	B	B

2 子ども 重点施策 ④いじめや不登校対策の充実

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるための相談体制の推進	文化人権推進課	市内の公立小学校・中学校の全生徒を対象に、神奈川県をはじめ鎌倉市教育委員会のいじめ関係の相談窓口の電話番号を記したカードを配布している。(平成27年度配布数：19,000部)	どれだけ効果を上げているのか不明であり、今後調査を検討していきたい。	B	B
児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるための相談体制の推進	教育センター	幼児から青少年(主に学齢期)までの保護者・本人等相談人数286人、相談件数延べ2442件 (26年度は相談人数322人、相談件数延べ2533件)	教育センターの施設が分割していることによる連携不足等の課題を解決するために、教育センター事業を一元的に管理できる施設の確保が望まれる。	A	A
いじめ相談専用の「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を活用した、いじめの予防・防止及び早期対応の推進	教育センター	小・中学生とその保護者等相談件数9件 (26年度は相談件数13件)	匿名での相談が多いが、できる限りの情報を収集し当該校へフィードバックする。そのとき、当該者への配慮を怠らない情報提供を心がける。また、その後の経過把握のため学校へ聞き取りなど好転、解決へ向けた支援を行う。	A	A
社会福祉士や精神保健福祉士など専門的な知識や技能を持つスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒の生活環境面への支援	教育センター	児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築 支援対象数35人、支援件数84件、訪問活動回数79回 (26年度は支援対象数30人、支援件数64件、訪問活動回数96回)	SSWの認知度があがり、各学校からの派遣要望が増えてきている。	A	A
家庭、地域社会、学校が連携した、いじめや不登校のない学校づくり	教育指導課	鎌倉市では「鎌倉市いじめ防止基本方針」、市立の各学校でも「学校いじめ防止基本方針」に基づきいじめのない社会・学校づくりを推進した。	「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」という認識をもち、継続して取り組んでいく必要がある。	B	B

3 高齢者 重点施策 ①高齢者虐待防止対策の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
高齢者虐待予防の周知・啓発の推進	高齢者いきいき課	広報かまくら、市のホームページ、「高齢者サービスのご案内」等などの小冊子により、高齢者虐待についての周知を図り、早期発見、早期対応に努めている。	引き続き、啓発等に努める。	B	B
市や地域包括支援センターのほか、関係機関との連携による高齢者本人・家族の支援	高齢者いきいき課	市内地域包括支援センターにおいて、虐待及び虐待の疑いに関する相談票を作成し、関係者と共に問題解決に取り組んだ。	今後も事業継続していく。	B	B
高齢者と障害者の虐待防止の関係機関で組織する「(仮称)鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」での虐待防止対策の検討	高齢者いきいき課	設置に向けた検討を図り、関係機関と協議を行った。	設置に向けて、検討を進めること。	B	B

3 高齢者 重点施策 ②成年後見人制度の利用促進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
判断能力が不十分な人の権利を保護するための成年後見制度の周知・啓発	高齢者いきいき課	市内7カ所の地域包括支援センター及び鎌倉市成年後見センターが成年後見制度の周知・相談業務を行っている。さらに、鎌倉市成年後見センターでは、弁護士によるより専門性の高い成年後見制度に関する月一回の相談窓口を開設した。	引き続き、啓発等に努める。	B	B
成年後見制度の説明・利用案内など市の相談体制の核となる「(仮称)成年後見センター」の設置や、今後市民後見人を活用するなど、成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進	高齢者いきいき課	成年後見制度利用の必要があるが手続きができる親族が不在の場合に、鎌倉市長が手続きを行い適切な制度利用を進めている(平成27年度市長申立2件)。また、成年後見制度利用手続きの中で発生する精神再鑑定費用の助成の他に、後見人等への報酬費用の助成を行っている。かまくら成年後見制度連絡会を開催し、専門職と相談機関との情報の共有と連携の強化を図った。	引き続き、取り組みを推進する。	B	B

3 高齢者 重点施策 ③地域包括ケアシステムの構築

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
地域包括支援センターの機能の充実	高齢者いきいき課	地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会に、地域づくり活動や、地域ケア会議を調整する役割として、介護保険法で定める3職種の外に、専任の職員を配置した。	今後も事業を拡大し継続していく。	A	A
関係機関・関係団体等のネットワーク強化による、地域における支援体制の充実	高齢者いきいき課	在宅医療・介護連携推進会議を立ち上げ、住みなれた地域で人生の最期まで、希望する場所で暮らしつづけられるような仕組みを作るため、専門職が集まる会議を開催した。	今後も事業継続していく。	B	B
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	高齢者いきいき課	有料老人ホーム等高齢者が利用する施設については、神奈川県バリアフリー条例に適合する設計をするよう働きかけを行っている。	引き続き、取り組みを推進する。	B	B
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	建築住宅課	特になし	対象となる建築物を建設する場合、予算段階からの調査・検討を十分に行う。	C	B
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	道路課	歩道段差解消事業 21箇所 特記事項：歩道段差解消は昭和54年度から371箇所実施した。その後基準の改定等により、平成16年度に再調査を行い、新たに806箇所が必要と確認されたため、平成17年度から第二次事業として実施している。	歩道段差の解消は、平成27年度末の整備率が約46%であり、今後も順次整備していくが、完成までには、まだ年数を要する。	C	C
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	交通計画課	生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）に基づき、バス事業者が4台のノンステップバスを導入した。		A	A

4 障害者 重点施策 ①障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	障害者福祉課	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレなど住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成した。 平成27年度助成件数：9件（平成26年度は助成件数：9件）	事業内容の周知に努めて事業を推進	B	B
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	道路課	歩道段差解消事業 21箇所 特記事項：歩道段差解消は昭和54年度から371箇所実施した。その後基準の改定等により、平成16年度に再調査を行い、新たに806箇所が必要と確認されたため、平成17年度から第二次事業として実施している。	歩道段差の解消は、平成27年度末の整備率が約46%であり、今後も順次整備していくが、完成までには、まだ年数を要する。	C	C
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	交通計画課	生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）に基づき、バス事業者が4台のノンステップバスを導入した。		A	A
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	建築住宅課	特になし	対象となる建築物を建設する場合、予算段階からの調査・検討を十分に行う。	C	B
災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について関係機関との連携強化	障害者福祉課	災害時における要援護者の避難についての講演会を後援し、開催をサポートした。	地域防災力の向上	B	B
災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について関係機関との連携強化	総合防災課	・避難行動要支援者支援プラン（全体計画）を策定した。 ・全市の避難行動要支援者に対し、個人情報提供の意向確認を実施した。外部提供用の避難行動要支援者名簿を作成した。	・避難行動要支援者名簿の外部提供にあたり個人情報の取り扱いや活用方法。 ・避難行動要支援者制度のさらなる周知と理解のための取り組み。	B	B
避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実	総合防災課	・福祉避難所設置・運営訓練を実施。 ・福祉避難所数：5カ所	・避難所の立地。 ・受け入れ人数や対応するスタッフには限りがあり、二ヶ所が集中した場合の対応。	C	B
避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実	福祉総務課	災害時において、在宅障害者を市内の障害者施設へ緊急受入れするため、施設を運営する法人と協定を締結している。 特記事項：市内5施設（鎌倉清和園・障害者支援センター鎌倉清和・鎌倉はまみ・工房ひしめき・鎌倉頬風学園）との協定を締結中。	発災時を想定した、具体的なシミュレーションを行い、各施設と認識を共有することが必要。	B	B
避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実	障害者福祉課	避難所において、様々な障害への配慮や対応の準備を進めたため、福祉的避難所の設置について検討を進めた。 福祉避難所数：5箇所	地域防災力の向上	B	B
障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進	障害者福祉課	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方を雇用している事業主に、奨励金を支給した。 平成27年度支給対象者数：62人（平成26年度は53人）	特になし	B	B
障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進	職員課	H26から次の取組を実施しており、H27も継続実施 ※受験資格を身体障害者に限定せず、精神及び知的障害者にまで拡大。 ※非常勤職員の障害者雇用を実施。 (職員)最終合格者1人（平成28年4月に採用） (非常勤)最終合格者1名（平成28年4月に採用）	今後も障害者雇用の促進に努めていく。	B	C

4 障害者 重点施策 ②ライフステージに応じた相談支援体制の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
市と相談支援事業所との一層の連携を進めることによる情報の提供やサービス事業者との調整、社会資源の活用など総合的なサービス提供の推進	障害者福祉課	指定・特定相談支援事業所：12箇所	相談支援専門員のスキル向上。	B	B
支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進	障害者福祉課				
支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進	発達支援室	<p>特別な支援を必要とする児童とその家族に対し、次のような支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に関する相談及び支援の実施 延3,147人 ・幼稚園・保育園等各機関への巡回相談の実施 延366人 ・児童発達支援センターあおぞら園、児童発達支援の実施 実利用人数36人延利用人数5,680人 ・児童発達支援センターあおぞら園、保育所等訪問支援の実施 実利用人数5人 延利用人数64人 ・障害児相談支援の実施 障害児支援利用援助114人（延143人） ・継続障害児支援利用援助85人（延98人） ・発達支援システムネットワークによる支援の実施34事例 ・障害児放課後・余暇支援事業を深沢地区 障害児活動支援センターで実施している。 開所日数：311日 登録者数：6人 延利用人数：93人 <p>特記事項：障害児等放課後余暇支援事業は、児童福祉法の法内事業の対象外である外出機会の少ない障害を対象に2団体に委託してきたがそのうちの1団体（大船地区）については平成25年度・26年度と利用がなかった為、平成27年度は委託しなかった。また、他1団体（深沢地区）については、引き続き放課後等デイサービス事業を含めて指定管理で行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害が疑われる児童の早期からの相談及び『5歳児すこやか相談』を通じた相談の増加に伴い、保護者の不安感に寄り添った対応及び必要な支援体制の整備が求められるとともに、厅内他課・関連機関との密接な連携のもと、チームアプローチによる支援を強化していく必要がある。 ・法内事業の対象外である外出機会の少ない障害者等を対象とした障害児等放課後余暇支援事業については、利用者のニーズを把握し事業の必要性について検討していく必要がある。 ・あおぞら園は、障害児支援の拠点施設として、地域の関係機関や子育て支援、福祉、教育分野との一層の連携強化を図っていく。また定員については常に充足の状況であり、利用希望者については市内の事業所と連携を図り速やかに対応をしていく。 	A	A
支援を必要とする子どものライフステージに対応した一貫した支援体制の推進	教育指導課	関係諸機関との発達支援システムネットワークによる支援を実施した。	サポートファイルの活用と定着	B	B

4 障害者 重点施策 ③障害者の虐待防止の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
障害者虐待防止センターを中心とした障害者に対する虐待防止・啓発、早期発見家族や本人への支援	障害者福祉課				
高齢者と障害者の虐待防止の関係機関で組織する「(仮称)鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」での虐待防止対策の検討	障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士を1人配置した。 ・相談・受付件数：12件（26年度は相談・受付件数9件） 	知的障害、精神障害の特性により、虐待と捉えて良いかわからにくい事例が多く、養護者からの虐待は対応が難しい。	B	B

4 障害者 重点施策 ④成年後見人制度による障害者の権利擁護の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
知的障害や精神障害により自分ひとりで十分な判断ができない障害者の権利を擁護するための成年後見制度の周知・啓発	障害者福祉課				
成年後見制度についての市の相談体制の核となる「(仮称)成年後見センター」の設置や市民後見人の活用など、成年後見制度の利用促進に向けた取組を今後進めていくことで障害者の権利擁護を推進	障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センター運営 ・かまくら成年後見制度連絡会4回開催 	成年後見センターの適切な運営が必要となる。	B	B

4 障害者 重点施策 ⑤障害者への理解の促進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
障害や障害者に対する理解を進めるための啓発事業や交流事業、福祉教育の推進	障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいフェスティバルを年1回開催 ・ふれあいショップを市役所内(週2回程度)、生涯学習センター(週1回程度)及び大船駅前(年1回)にて開催 ・障害者週間に合わせて、鎌倉駅地下道ギャラリーで地域活動支援センター等の作品展示 ・手話講習会等を開催 	当該事業の趣旨を踏まえ、関係者だけでなく、広く市民も参加できる内容の工夫が必要である。	B	B
障害や障害者に対する理解を進めるための啓発事業や交流事業、福祉教育の推進	教育指導課	各小・中学校での共同及び交流学習、総合的な学習の時間等による福祉学習、アイマスク体験学習や点字学習等を実施した。	インクルーシブ教育の推進に向けてより一層の充実を図る必要がある。	A	A
高次脳機能障害など、障害福祉制度で認定されていない障害のある人への支援の検討	市民健康課	専門相談機関や、高次脳機能障害に対応した市内の言語訓練教室・グループ等を紹介。		B	B

5 外国人 重点施策 ①多言語による情報提供の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
日常生活や災害時に対応する情報の多言語化	文化人権推進課	県作成の多言語対応医療マニュアルや配偶者暴力相談パンフレットを窓口に配架するとともに、日本語での意思疎通が困難な外国籍市民への対応策として、市や公的機関等からの要請に基づき、市民通訳ボランティアを派遣する制度を運用している。登録者数は111人、対応言語は13カ国語。	迅速な対応ができるよう、登録者との連絡調整に努める。外国籍市民への周知を図る。	B	B
日常生活や災害時に対応する情報の多言語化	観光商工課	英語、フランス語、韓国語、スペイン語、中国語(繁体字、簡体字)のマップを外国人観光客等に配布した。 また、英語版マップの増刷を行った。	作成している5か国語以外の言語についても、ニーズを把握し拡充を検討する。	A	A
日常生活や災害時に対応する情報の多言語化	市民課	外国人住民の方を対象にした多言語パンフレットを窓口で配布している。	特になし	A	B

5 外国人 重点施策 ②多文化共生社会の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対する、日本語指導の支援等、教育環境の充実	教育指導課	日本語の理解が十分でない児童・生徒に対し、日本語指導等の支援をすることにより、学校生活への適応を図った。	・言語によっては指導者を確保することが困難である。 ・日本語支援が必要な児童生徒が増えてきている。さらなる支援の充実が必要である。	B	A
国籍の違いを越え、言語、文化、習慣の違いを互いに理解し、安心して暮らせる地域社会を目指した国際理解の推進	文化人権推進課	国際交流・協力団体と協働で「かまくら国際交流フェスティバル2015」を開催し、団体の活動紹介及び国際理解の場を提供した。	団体の活動紹介及び国際理解の場を引き続き提供する	A	B
市民及び市民団体の国際交流・協力活動の推進	文化人権推進課	国際交流・協力団体連絡会の団体一覧を作成するとともに、「情報かわら版」を年4回発行し、情報提供を行った。	「情報かわら版」の内容の充実を図る。	A	B

6 災害発生時の人権 重点施策 ①防災に関する男女共同参画の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
避難所における、男女双方の視点に配慮した良好な生活環境づくり	総合防災課	福祉避難所設置・運営訓練を実施し、個々のニーズの把握に努めた。	引き続き、訓練等を通じて避難所におけるニーズの把握に努めるとともに、間仕切りなどのプライバシー確保のための備蓄をすすめる。	C	B
防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大	総合防災課	防災会議委員における女性委員は、1名。（9月までは、2名であったが人事異動により変更となった。）	各機関の職名で委員を委嘱していること、また委員の専門性や業種の特殊性から女性委員の登用に絞った人選が難しい。引き続き、情報集に努め、女性委員の登用を進めていく。	B	B

6 災害発生時の人権 重点施策 ②災害時要援護者に対する支援

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月）」を基にした災害時要援護者情報の庁内での共有・把握、及び平常時からの支援体制の整備	総合防災課	災害時要援護者支援システムを運用。避難行動要支援者対策検討会議（4回）を開催し、福祉部各課と情報共有。	災害時要援護者支援システムの運用にあたっては、継続的に情報共有を図り、連携して取り組む必要がある。	B	B
高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊娠婦、地理に不案内な観光客、言葉や習慣に慣れていない外国人等に対する避難誘導、十分な情報提供などの支援	総合防災課	・防災安全情報提供システムにてメール配信。メール配信登録件数22,861件。 ・路面シート、避難誘導標識の整備を行った。	防災行政用無線の補完対策を充実させるとともに、引き続き、路面シート、避難誘導標識の整備を進めていく。	B	B

7 同和問題 重点施策 ①同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の促進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
同和問題についての正しい理解と認識を深め、偏見と差別のないまちづくりの実現を目指した啓発	文化人権推進課	・教育センターとの共催により人権問題講座を開催し、人権尊重についての認識を深めた。 (小・中学校の教職員23人・市職員5人参加) ・教育総務課との共催による人権講演会を開催した。（PTA・人権擁護委員計170人参加） ・市民を対象とした人権啓発講演会を2回実施（延33人参加） ・法務局や関連団体等が作成したチラシやパンフレットを配布し、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるよう努めた。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	B	C
基本的人権を尊重することを基盤に、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが大切にされる学校教育の推進	教育指導課	「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること」を目指し、道徳の時間を要として、学校教育全体を通じて実施した。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	A	A

7 同和問題 重点施策 ②えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
同和問題を口実とする、企業や行政機関等に対する不当な要求の排除に向けた啓発	文化人権推進課	えせ同和行為の排除に向けた対応を庁内ネットワークに掲示し、市職員への周知を図った。また、法務局や関連団体等が作成したチラシやパンフレットを市の窓口で配布した。また、平成15年11月に制定された「鎌倉市不当要求行為等に関する要綱」に基づき、市職員に対処方法を徹底している。(職員課) 平成27年度不当要求行為等報告数 0件	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	B	C

8 さまざまな人権 重点施策 ①患者等の人権

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
感染症に関する正しい知識の普及と偏見・差別の解消	市民健康課	感染症に対する正しい知識の周知と啓発を目指すリーフレットの配布により、市民に周知している。		B	B
感染症に関する正しい知識の普及と偏見・差別の解消	文化人権推進課	法務局や関連団体等が作成したチラシやパンフレットを市の窓口で配布した。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	B	C
感染症に関する正しい知識の普及と偏見・差別の解消	教育指導課	体育科保健領域で感染症についてや感染症の予防について正しい知識を身に付け、どのように関わっていくべきかを考え、偏見や差別につながらない教育を進めた。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	B	A

8 さまざまな人権 重点施策 ②性的少数者の人権

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
相談業務や当事者理解のための啓発、偏見の解消	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、性同一性障害者など性的少数者の人権について理解を深めるよう啓発を行った。また、一般市民対象の人権啓発講演会で性的少数者を扱った(参加者12名)	パンフレットの配布だけではなく、今後も講演会などによる情報提供を実施する。	A	C

8 さまざまな人権 重点施策 ③犯罪被害者的人権

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、犯罪被害者等への理解を深めるよう啓発を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	B	C
犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み	市民安全課	かながわ犯罪被害者サポートステーション等が発行するパンフレットの配布など	特になし	A	A

8 さまざまな人権 重点施策 ④拉致被害者的人権

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発	文化人権推進課	政府拉致問題対策本部作成の各種ポスターを掲出し、拉致被害者への理解を深めるよう啓発を行った。また、鎌倉駅地下道ギャラリー50や市役所ロビーに県の特定失踪者パネルを展示し啓発した。(27年度2回)	講演会の開催、ホームページ等による情報提供も検討する。	B	C

8 さまざまな人権 重点施策 ⑤インターネット等による人権侵害

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
インターネット、ソーシャルネットワーキングサービス等ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、インターネットによる人権侵害を人権の問題として啓発や教育を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、講座の開催、ホームページ等による情報提供も必要。	B	C
インターネット、ソーシャルネットワーキングサービス等ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発	教育指導課	新しい情報を収集し、学校への情報提供や教員への研修等を行った。 子どもたちには、学習指導要領に沿って、情報に関する授業の折に、その使い方やマナー、ルールなど情報モラルについての教育を進めた。 地域や保護者の協力も必要であることから、PTA主催の研修会、入学説明会や授業参観・懇談会、学校だよりや長期休業前に配付する生活に関するプリント等で情報モラルについての啓発活動を行った。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	A	A

8 さまざまな人権 ⑥ホームレス問題

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
偏見や差別の解消に向けた継続した教育や啓発	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、ホームレスの問題を人権の問題として啓発や教育を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、ホームページ等による情報提供も必要。	B	C
偏見や差別の解消に向けた継続した教育や啓発	生活福祉課	神奈川県と合同で全国調査(26年1月)を実施した。 ・平成28年1月把握人数=1名	今後も、把握しているホームレス1名について、生活保護制度等を活用し、ホームレス生活からの脱却を図るよう、相談支援に努めていく。	A	A

8 さまざまな人権 重点施策 ⑦個人情報の保護

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
就職・結婚差別等に結びつく恐れのある身元調査による個人情報漏えいを防ぐための、戸籍等不正取得防止の徹底(本人通知制度の運用)	市民課	「鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱」のもと、不正取得の防止に努めた。	特になし	A	B

8 さまざまな人権 重点施策 ⑧ハラスメントの防止

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
働く場でのハラスメントに関する啓発活動を推進	文化人権推進課	・職員課との共催により、職員を対象としたハラスメント防止研修を実施した。 ・府内掲示板において女性相談の案内を掲示し、職員も利用できる旨広報した。	今後、職員課とも連携してより効果的な研修を実施するとともに、相談しやすい体制づくりに努めていく。	B	B
職場や学校など、さまざまな場面におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	職員課	平成11年度から、セクシュアル・ハラスメントに関する職員の相談について、随時受け付けている。 平成27年度相談件数 0件(26年度は1件)	今後、より相談しやすい体制づくりに努めていく。	B	C

「第5章・人権施策推進に向けて」に関する主な実施状況

1 人権教育・啓発・研修の推進 重点施策 ①人権教育の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
保育所・幼稚園、小・中学校における、発達段階に応じた人権尊重の理念を理解するための教育	文化人権推進課	人権擁護委員会と連携し、保育園5歳児を中心に紙芝居を題材とした、いじめ防止等の啓発活動を行った。（平成27年度は12園・293人） 人権作文については、市内公立・私立中学校11校から633作品の応募があった。優秀作品を作文集として配布し、広く人権意識の向上に寄与した。	保育園・幼稚園等への働きかけをさらに進める。 すべての中学校から応募してもらえるよう、学校側への依頼を続ける。	B	B
保育所・幼稚園、小・中学校における、発達段階に応じた人権尊重の理念を理解するための教育	教育指導課	各小・中学校での日常指導や教科等の中で人権尊重の理念を理解する教育を行った。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	A	A
子どもの権利条約の周知	文化人権推進課	法務省作成の人権啓発パンフレットを配布し、啓発に努めた。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	B	B
子どもの権利条約の周知	教育指導課	こども相談課との連携を密にして、児童虐待の早期発見に努めた。	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。	B	B
こどもの意見を聞く機会の確保と意見の尊重	教育指導課	子ども議会を実施し、小・中学校の生徒の代表者から防災・安全・環境問題などの意見が出された。	今後も様々な課題について取り組んでいきたい。	A	B
家庭・地域社会・学校が連携した人権教育の推進	教育指導課	社会教育主事や子ども相談課、文化人権推進課と共に、家庭・地域社会・学校が連携した人権教育の推進を図れるよう必要に応じて啓発活動を行っている。	今後も様々な課題について他課と連携を図りながら取り組んでいきたい。	A	A

1 人権教育・啓発・研修の推進 重点施策 ②人権啓発の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
市民が参加しやすい曜日や時間帯に配慮した啓発活動	文化人権推進課	人権に関わる市民を対象とした講座については、原則休日や平日の夜間などに開催した。	今後も講座開催は、原則として休日・平日夜間にしたい。	A	B
差別をうけている当事者や支援者とともにを行う啓発活動	文化人権推進課	人権啓発を行っている県内の人権団体が主催する研修会に職員を参加させ、当事者の気持ちや考えに触れる機会を提供した。	今後とも重要な課題として取り組んでいきたい。	B	B
ホームページやソーシャルネットワーキングシステムなど、さまざまな伝達手段を用いた人権関連情報の提供	文化人権推進課	市のホームページに、人権意識の啓発、人権相談の周知、行政情報（講演会の開催等）を掲載するとともに、twitter等を活用して、講演会等の情報提供を行った。	他の行政機関や団体と相互に情報を提供し合い、情報量を増やしたい。	B	B

1 人権教育・啓発・研修の推進 重点施策 ③人権研修の推進

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
相談業務や社会的に弱い立場の市民に関する職員に対する人権研修の充実	文化人権推進課	横浜国際人権センター、神奈川人権センターなどが主催する講演会、講座に参加し人権問題に対する情報を得た。 特に、神奈川人権センターが主催する人権学校には、福祉部門などで相談業務にあたる職員が主に参加した。	今後も重要な課題として取り組んでいきたい。	B	B
学校教育における人権教育を推進させるための教職員に対する人権研修の充実	文化人権推進課	市職員と教職員を対象に人権に関する研修を実施した。 実施回数：1回 参加人数：市職員5人、教職員23人	問題点：特になし 今後の方向性：今後も継続していく。	B	B
学校教育における人権教育を推進させるための教職員に対する人権研修の充実	教育センター				

2 人権に関する相談・救済支援体制の整備

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
相談する市民にとって、さらに分かりやすい窓口案内の充実	文化人権推進課	・平成27年度人権相談 10件（平成26年度は16件） ・平成27年度女性相談 475件（平成26年度は389件） 毎月1日号の広報かまくらに人権相談・女性相談の日程表を掲載し、ホームページにも掲載している。	今後も、周知啓発を徹底し、分かりやすい窓口案内に努める。	B	B
相談する市民にとって、さらに分かりやすい窓口案内の充実	市民相談課	市民相談課での対応件数は1,932件（内訳：電話1,210件、窓口722件）。市民誰もが相談できるよう、毎月1日号の広報かまくらに各種相談の日程等が記載されている市民相談の一覧表を掲載し、市役所ロビーや各支所等に市民相談一覧表を配架した。また、ホームページやツイッター、市民便利帳にも掲載している。		A	A
複雑・多様化する相談に対応するため、各相談窓口との連携の強化	文化人権推進課	多種多様な相談に対しては、市役所内の相談窓口に限らず、神奈川県が作成している人権相談窓口一覧等も活用して、柔軟な対応をしている。	今後も連携を強化し、柔軟な対応を心掛ける。	B	B
複雑・多様化する相談に対応するため、各相談窓口との連携の強化	市民相談課	性別を問わず、当課で受けた相談は適切な担当課・担当機関（県等）を紹介している。		A	A
人権侵害の未然防止や被害者の救済のため、法務局・県・人権団体等との連携	文化人権推進課	人権侵害の相談・申出等があった場合は、横浜地方法務局湘南支局と緊密な連携を取り、被害者救済に当たっている。また、DV被害者の相談・救済については、県配偶者暴力相談支援センターや民間団体等と十分な連携を図りながら対応した。	今後も、法務局・県人権団体等との連携を強化していく。	B	B

3 市民、地域の団体、事業者等との連携

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
市民、地域の団体、事業者等との連携の推進	文化人権推進課	市民参画による「かまくら人権施策推進委員会（委員5人）」を開催した。	今後も継続していく。	B	B
市民、地域の団体、事業者等との連携の推進	地域のつながり推進課	地域住民や団体が連携・協力して地域課題を考え、解決する地域会議に行政も一団体として参加。 「大船地域づくり会議」 構成団体：16団体 会議の開催：3回 アンケート結果分析、ホームページ運営を行う。	地域会議を進めるに当たっては、誰もが暮らしやすい地域社会という視点を意識しながら取り組むように努める。	B	B
市民、地域の団体、事業者等に対する啓発機会や情報提供の充実	文化人権推進課	横須賀市で実施された人権啓発講演会に、人権擁護委員・民生委員・市P連等に声掛けをし、参加してもらった。	今後も地域の団体に対する啓発を実施していく。	A	B
市民、地域の団体、事業者等に対する啓発機会や情報提供の充実	地域のつながり推進課	市民活動センターにおいて市民、市民活動団体・NPOへの情報提供等を行った。 市民活動センター利用者数延べ20,008人		B	B

4 人権尊重とプライバシーの保護

事業内容	担当課	平成27年度実施事業の概要	取組上の問題点や今後の課題	事業評価	昨年(参考)
インターネット等による人権侵害を予防するための啓発	文化人権推進課	人権啓発パンフレットを配布し、インターネットによる人権侵害を人権の問題として啓発や教育を行った。	パンフレットの配布だけでは周知が十分でないため、講座の開催、ホームページ等による情報提供も必要。	B	B
個人情報保護の重要性について、市職員や市民、事業者に対しての意識啓発の推進	総務課	市民に対しては、個人情報の適切な取扱いについて情報提供に努め、職員には個人情報保護ハンドブックの配付を行った。		A	A

